

令和7年度第2回瑞穂町地域保健福祉審議会

「地域保健福祉計画専門分科会」会議録

日時：令和7年9月30日(火)

午後2時～午後3時

場所：瑞穂町役場庁舎1階ホール

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第5次地域保健福祉計画素案について
 - (2) その他
- 4 閉会

出席者【委員】

石川委員	川鍋委員	川口委員	島崎委員	加村委員
荻野委員	中野委員			

欠席者【委員】

村井委員	辰田委員	森泉委員	小作委員
------	------	------	------

出席者【事務局】

青木福祉課長	上出福祉推進係 長	Next-i 株式会 社 中西
--------	--------------	--------------------

公開・非公開の別

公開

傍聴者

1名

会議録

- 1 開会
事務局より配布資料の確認。
 - (1) 次第
 - (2) 【資料1-1】瑞穂町第5次地域保健福祉計画【素案】_0930
 - (3) 【資料1-2】第4次計画総括_基本目標
 - (4) 【資料1-3】第4次計画総括_重点取組

(5) 【資料 1－4】評価指標案

2 あいさつ

(石川会長)

本日はお忙しいところ、当分科会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。本日は、今後の計画を見直す上で大変重要な会議となっておりますので、どうぞご意見は自由に出していただきますようお願いいたします。以上です。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

ありがとうございました。それでは次第 3 議題につきましては、分科会長に議事進行をお願いしたいと思います。石川会長、よろしくお願ひいたします。

3 議題

(1) 瑞穂町第 5 次地域保健福祉計画素案について

(資料 1-1) (資料 1-2) (資料 1-3) (資料 1-4)

(石川会長)

それでは議題に入ります。議題 (1) 瑞穂町第 5 次地域保健福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

(資料 1-1、資料 1-2に基づいて説明)

(石川会長)

それでは、一旦説明をこれで終了して、この点について何かご質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局 福祉課長)

私の方から補足させていただきます。資料 1-2 の「基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり」の中で、再犯防止推進計画というのも取り入れています。これは、罪を犯した人の立ち直りに関する取り組みです。主に保護司の方が対応し、再犯防止のための立ち直りを支援していますが、この計画における「防災・防犯体制の充実」の中でも、再犯防止推進計画の見直しを図っていくという内容でございます。

(石川会長)

はい、ありがとうございます。私の方からいくつか申し上げます。まず資料 1-2 の一番下です。新しくできたのは、「子ども家庭支援センター」で間違いないでしょうか。

(事務局 福祉課長)

はい。子ども家庭支援センターです。

(石川会長)

分かりました。次に、資料 1-1 で気がついたことを順々に、ご指摘させてください。資料 1-1 の 21 ページ、これまだ素案だからだとは思いますが、核家族世帯と書いて点線で囲んだ中に、四角があります。この四角が小さく、どの指標を示しているか分かりづらいです。また、26 ページも同様です。次に、その下のボランティアの登録状況についてです。「個人、団体ともに増加傾向にあります。」と記載されていますが、増加とはいっても少数ですので、増加傾向と呼ぶには不十分な数字ではないかと感じます。続いて、35 ページです。上段の「福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験」というところで、グラフを見ると、現在ボランティア活動をしている人が少ないということが分かります。健常者

の方だけでなく、町民全体で参加することができるボランティアというふうに、動機づけをすると、より多くの人が参加したいと思えるのではないかと感じました。それから、36ページです。ボランティアや助け合いをする人が、減少しているように感じたので、原因を考える必要があると思いました。そして、ボランティア活動に参加したいと思わない理由について、「どのような活動があるのか知らないから」という回答があります。この層をどう減らしていくかという点が、課題解決のポイントではないかと思いました。つまり、広報活動の工夫が必要ということかなと思います。続いて37ページですが、「地域の問題に対して住民間の自主的な協力関係が必要だと思いますか。」という回答に対して、「わからない」が38%と多いので、動機づけが必要だと思いました。また、問19-1「地域の問題に対して住民がお互いに協力するためには、どんなことが必要だと考えますか」という質問に対して「地域の人が気楽に集まれる場所を作る」という回答があります。この回答の通り、居場所作りや、近隣での活動が必要だと思います。続いて、53ページです。ボランティアメンバーの負担などに配慮が必要という内容に関連して、民生委員も参加している「おひさまキッチン」のボランティアについてです。現在ボランティアが少ないため、民生委員の負担増加が課題としてあると思います。特に、キッチン作業については不特定の人が入ると、危険だという理由から民生委員が割り当てられています。このような負担を軽減する策として、調理師として働いた経験のある方に協力していただけるよう働きかけることや、シルバー人材センターで職業として挙げることを検討するといったことができれば良いと考えました。次に、87ページの民生児童委員等の活動支援というところです。「民生委員・児童委員の負担を軽減するために柔軟な対応をしていきます。」と記載がありますが、民生委員の方は、頼まれればやってしまう方が多いと思います。仕事を請け負いすぎてしまい、負担が多くなっているという現状もあると考えています。そこで、今後は民生委員以外にも、ボランティア活動できる人を増やしてほしいと思います。以上です。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

ありがとうございました。会長からご指摘いただいたグラフの表示のところにつきましては、もっと見やすい表示となるよう検討します。また、その次にご指摘いただいたアンケート調査から見て取れる、ボランティア活動について、どんな活動が行われているのかわからないという点に関しましては、アプローチの方法を検討していかないといけないなと考えているところでございます。ご意見いただきましたことを担当者にも情報提供し、今後の取り組みに生かしていきたいと考えております。また、ボランティア団体の活動負担のところは、個別に相談させていただきながら、良い形を探っていければと考えております。また、民生委員の活動の負担についても、丁寧に相談しながら少しづつ進めていきたいと考えております。

(石川会長)

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

(事務局 福祉課長)

先ほどの子ども家庭支援センターの件ですが、町の組織としては子ども家庭センター課です。その中にこども家庭支援センター係があります。建物名は「子ども家庭支援センター」であり、間違えやすくなっていますので、表記については誤解を招かないよう気を付けて参ります。

(石川会長)

はい、ありがとうございます。他にご質問はありますでしょうか。
(加村委員)

先ほどのご意見の中ありました、周知の方法に課題があるということについてですが、私たちの協働推進課でも同じく周知方法が課題になっています。その中で、令和5年度から包括連携協定事業者が増えていることから、そちらにチラシの配布依頼やポスター掲示依頼をするという形で協働推進課として協力できると思っております。また、ホームページで事業の取り組みについて報告を上げていますが、見る側からすると、情報を取りに行かなくてはいけないという事が課題として挙げられます。そこで、どの層を狙って広報活動をしていくかを考えたときに、若年層であればSNSの活用が良いと考えられます。町でもFacebookやXなどのアカウントは持っているので、短い内容でも頻度を上げて定期的に更新することで目に入る機会を増やすということは方法として有りなのではないかと思いました。また、町内会業務も担当していますので、町内の掲示板へ掲示依頼することなども協力できると思います。

(石川会長)

色々な世代に周知するには、色々な方法が必要だということですね。他にございますでしょうか。

(川口委員)

周知の方法について、サービスとしての話で言うと、福祉サービスを欲している方に届けたいという気持ちがあります。経済的、或いは身体的に困っている人が相談してサービスにつなげるためには、主治医との関わりなども含めて、具体的にどのように繋がっていくのかがもっと分かると良いと思います。おそらく、相談を受けた職員の方が窓口となって可能なサービスや連絡方法など提案するだろうということは想像できます。ですが、もう少し相談の量に対してどれくらいサービスに繋げられているかとか、実態が数字で見えるようなものがあれば、参考したいと思います。ただ福祉と言ってもすごく幅があるので、なかなか難しいところもあるとは思うのですが、先ほど出た保護司さん話だと、再犯防止対策に該当する人がどれくらい瑞穂町にいて、それに対して保護司さんは何人で、打ち合わせが年何回あり、その年何回をどの施設で行うのか、実施するだけの施設がきちんと確保されて、問題なく打ち合わせが行えるということが物量的にも分かるとより納得感があります。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

まず例として挙げていただいた保護司さんの活動ですが、保護司の方がそれぞれ何件ケースを持っているかという情報は、町では把握しておりません。相談面接場所について公共施設などを提供させていただいているが、それが足りないとか借りられなくて困っているという声はないです。また、職員が受けた相談について別の機関にご案内するという事例が何件あるかというところの統計は取ってはおりません。規模の小さな町ですので、その連携は出来ていると考えております。個人的な意見にはなりますが、相談に来ていただける方についての対応をしっかりとすることはもちろんですが、相談に来ることが難しい方に対するアプローチが今後の課題になると 생각ています。

(川口委員)

相談ができない方とはどんな人なのだろうとなった時に、例えば高齢者であれば独居の方にはどうやって届けるか、もしくはどう相談に来てもらうかというのを想像すると、ホ

ームページやSNSではなかなか届かないと思います。では、どんな方法がいいのかなというふうに考えていくと、鮮明に周知の仕方が見えてくるのかなと思いました。私も昨年は地元の自治会の役員をやっておりました。その中で自分の担当以外も回ります。年会費をくださいと言ったり、チラシを配ったりする中で、訪問すると何人かはやっぱり単独で、もうでも玄関まで来るのも大変そうな方もいます。そういう人が例えれば足を悪くして買い物に行けなくなってしまった時などに、どこのバスに乗れば買い物に行けるか教えられるとか、そんなことにつながると良いと思います。回っていると、議題に対して意見下さいとか、紙を一個別に配布するとですね、見てくれることも多いです。回覧板などは意外と多くの人が見ていると感じました。年齢層や、その人の生活状態とかによっては必ずしもSNSやホームページで情報が届くというわけではないと思います。昔ながらのやり方が効くこともあると思いました。

(川鍋委員)

私も年齢が高い方なので、SNSとかそういうのは見ないです。高齢者については、町の町報を見ている方が多いのでは。あとは回覧板です。SNSの周知も確かに必要だと思います。ただ、なかなか高齢者の方はやり方が分からず、その情報までたどり着けないことが多いです。なので、町報や回覧板なども使用して周知していけるとありがたいと思います。

(石川会長)

ありがとうございます。さっきの川口委員の意見を聞いて感じたのですが、もちろん相談される方の知識があれば良いとは思いますが、相談を受ける側の気づきも大切だと思います。例えば相談窓口の対応についての研修も大切なのかなと思いました。そういうのも大事だよねっていうふうに思いました。相談によく耳を傾けてみることで、サービスにつながる事例が増えると良いと思いました。他にございますか。はい、どうぞ。

(島崎委員)

今の関連しているところで、私も昨年度までは高齢者支援センターの職員として、いろいろ高齢者のお宅に回らせてもらって、様々な相談を受けていた中で感じたことがあります。やはり気づきにくいところで言うと、私たちは高齢者からの相談で、足が痛いとか、病気があるということで訪問します。その時に実は、引きこもりの子どもがいるという相談は比較的ここ数年増えています。高齢者は比較的自分が困ったら町にまずは相談して、そこから高齢者支援センターに繋がるということが多いです。ですが、引きこもりの方は自分からも多分SOSをなかなか発することが難しいことが多いです。そういう方は、自宅に入って初めて気づくことがあります。以前、引きこもりの方の相談を受けて、町の担当へつないだケースもありました。そういうなかなかSOSを発することができない方の支援については本当に難しいと思います。

(石川会長)

他にございますか。では、次の説明を事務局からお願ひいたします。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

(資料1-3に基づいて説明)

(石川会長)

それでは、ここでまた何かご質疑、ご意見等ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。では、私の方から1つお話しします。今、地域コーディネーターの配置に

について記述がありましたが、町は来年度作るのでしょうか。また、社会福祉協議会として地域コーディネーターさんを配置していただいているが、実際にやってみたらこういう成果があったとか、そういうことがあったらぜひここでお話しいただければ。まだ期間が短いですが、何かありましたらお願ひいたします。

(島崎委員)

そうですね。まだ短い期間ではありますが、私たちも東京都や東京都社会福祉協議会での地域福祉コーディネーター研修を受けたり、近隣での先進地区の、視察研修を受けたりと、今現在学びをしている段階です。そんな中でも、なかなか居住が定まらない男性の方で、生活保護も受けっていて、でもアパートが決まらないケースがあります。今、定住がなく川原に車を止めて日中過ごしていて、夜もネットカフェもお金が高くて入れない。そのようなどこに相談していいのかわからないような方の相談も受けました。その方は精神的に病気をお持ちの方で、なかなか上手く関わりが持てないという状況ですが、引き続き相談に乗っているところです。以上です。

(石川会長)

はい、ありがとうございます。私としても、大いに期待しているところなので、伺いました。ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。それでは次に進みます。よろしくお願ひします。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

(資料 1-1 に基づいて説明)

(石川会長)

それでは事務局の説明が終わりましたので、一旦ここで打ち切って、またご意見ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(川口委員)

先ほどの資料 1-3 が第 4 次の地域保健福祉計画の重点的な取組で、この中の 1 地域福コーディネーターの配置と 2 重層的相談体制の整備が、今回の第 5 次計画における包括的な支援体制の整備に統合されたような考えということでおろしいでしょうか。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

はい。そのように考えています。

(川口委員)

資料 1 の 111 ページに書いてある、「地域共生社会の実現に向け、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の課題を解決するための包括的な支援体制を整備していきます。」ということの具体的な内容は、資料 1-3 の第 4 次計画の内容を補修していく形になりますか。地域福祉コーディネーターの配置や相談支援、参加支援事業、地域づくり事業の 3 つの機能を備えた機関の設置についてなど、課題解決的回答を踏まえて、5 次ではまざどこを充実させていくのかより具体的な考えが分かると、より理解が深められたと思います。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

現行計画で、設定させていただいている重層的な相談体制の整備ですが、国が示している重層的支援体制整備事業に基づいて、この事業を進めていこうという目標を設定させていただいているものになります。ただ、それを目標に設定してみましたが、なかなか、この 5 年間取り組みが進んでいないところもあります。その中で国の方でも、この 5 年間進

む中で知見が溜まってきたところで、制度を見直して、またより良い制度をつくるための修正の話し合いを進めているところでございます。そういうた情報を見直しながら瑞穂町にあった包括的な支援体制というところを今後の検討という形にはなりますが、進めていきたいと考えているところでございます。

(石川会長)

ありがとうございます。どうぞ、島崎委員。

(島崎委員)

4次計画の地域福祉コーディネーターの配置と重層的体制の整備が、包括的な支援体制の整備となることでかなりわかりづらくなると思います。何をやるのか、地域福祉コーディネーターなどの中心になる核がないと、このような地域共生社会の実現に向けて進んでいかないと思います。文章はすごく良いのですが、町として何をしていくのかというところがはつきりわからなくなってしまったという感想です。具体的にはどのような方向で進めていくお考えでしょうか。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

現行の計画では具体的に地域福祉コーディネーターを2名置き、3つの事業を備えた機関を設置しますと、かなり具体的に踏み込んだ目標をご設定させていただいておりました。ただ、その中でこの5年間の進捗状況とかを考えながら、社会福祉協議会で地域福祉コーディネーターを設置されているという状況も踏まえて、ご相談させていただきながら進めていかないといけないと考えております。

(事務局 福祉課長)

私から補足させていただきます。この重層的支援体制整備については、国の方で社会福祉法の改正をし、鳴り物入りで始まった事業の一つです。今後の社会情勢を考えたときに、急速に人口減少、少子高齢化が進み、複雑多様化する住民ニーズや人口の変化においても、50代の人口が25年後には3分の1になります。そうすると、地方自治体の職員も減りますから、それに向けた対策として重層的支援というものを立ち上げたという経緯があります。ですが、始めて見るとなかなか難しい取り組みであるというが現状です。国のシンポジウムに出た際には、取り組みを始めた市町村から厚生労働省の方に対してかなり厳しい意見も出ていました。年度当初を前にした3月の定例会前に数千万円の交付金の減額などありえないような対応がされているような状況で、有識者の中間見直しの議論の中でも厳しい意見が出ている状況を見ると、すぐこの事業に取り組んで大丈夫なのか不安があります。また、地域包括ケアシステムの中でまちづくりを含めて取り組みを進めてきたことに関しても、国の方針ではそれとは別の取り組みとしてさらにそこに重層的支援を始めますということになっています。では、地域福祉コーディネーターなど、取り組みに係る人員を確保できるのかという問題があると思います。このような課題が多くある中で、なぜ各市町村が取り組んでいるのかというと、交付金が受けられることがあります。ただ、他の大規模な市の職員の方とお話をした時に、なぜ既存の地域包括ケアシステムという制度をいかさないのかという意見も伺いました。その制度において、隙間があるのなら、その柱を太くしていく方法もあったのではないかということをおっしゃっていました。このように色々な意見がある中ですが、国は包括的支援体制の整備というのを目標に掲げています。その中の一つの方法として重層的支援体制整備事業もあるというのが国の見解です。ですが、それ以外何があるのか国は示しておりません。そのため、各市町村でできるところから始めていくしかないと考えています。この重層的支援体制整備につ

いては、よく分からぬといふところから新たな取り組みを始めてみるか、それとも、既存の体制をもう一度充実させる形で、その中に地域福祉コーディネーターなど新しい内容を入れて、やつていくのかということについてはまだ議論が必要ではないかと思います。全国的にみると、重層的支援体制の整備ではなく、既存の地域包括ケアシステムを活用しつつ、ハイブリッド的な内容で取り組みを進めているところもあります。なので、今後はやり方を探りながら進めていきたいと思います。

(石川会長)

いかがでしょうか。

(島崎委員)

私もその会議には出ていましたので、よく分かっているつもりです。私たち社会福祉協議会も重層をやるかやらないかではなく、地域福祉コーディネーターは、地域共生社会には不可欠なものだと思っています。社会福祉協議会の基本理念も地域福祉の推進でありますので、やるべきこととして町と連携をしていきたいと考えています。瑞穂町は小さい町だけれども、いろんな相談機関がしっかりと機能していますし、そのネットワーク作りの中で私たちも隙間ができないように、機能できればと思っています。私も重層はちょっと難しいかなという考えではありますので、調整をさせていただいて、地域福祉コーディネーターを進めていきたいと思います。

(石川会長)

はい、ありがとうございます。包括的な支援体制という表現になったのはそういう理由があったということですね。

(事務局 福祉課長)

究極的には、地域包括ケアシステムとは都市計画なども全て取り込んだものです。この重層的支援も、少子化高齢化の中でどのようにまちを作っていくのか、というところまで踏み込む内容になります。ですから、地域福祉コーディネーターは、地域福祉の分野だけでなく、まち全体の住みやすさや暮らしやすさもコーディネートしなければいけないということになります。今までの既成概念から、福祉だけの中で何とかしようと思ってしまいますが、より分野横断的な、町全体で取り組んでいくということが必要だと考えています。

(石川会長)

よろしいですか。まだまだ聞きたいことがあるとは思いますが、いかがでしょうか。

(川口委員)

そういうものなのかと勉強にさせてもらいながら、伺っておりました。ありがとうございます。

(石川会長)

今の話で気づいたことですが、17ページに人口構成が載っています。それを見ると、85歳以上が今後22年経つと一番増えることになり、それから次に65歳から69歳が多くなります。現在の45歳から65歳くらいのそういう人が年を取ってきた時に、超高齢化社会になるということですね。他に何かございますか。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

(資料1-4に基づいて説明)

(石川会長)

はい、ありがとうございました。今の説明についてご意見ご質問ございますか。では、私からは資料1-4の2ページ目の下段を見てください。瑞穂町社会福祉協議会のことを知っていると回答した人が55.7%で、少ないと感じました。今後は、社会福祉協議会があることが当たり前に周知されているぐらいになってほしいと思いました。

他にいかがでしようか。どうぞ。

(川口委員)

評価指標についてですが、5年後にこれを上げていこうというモチベーションがあつて取り組んでいくことだと思います。その中で、瑞穂町社会福祉協議会としては社会福祉協議会の活動の周知を毎年2回、3回行なうことがまず第1歩の目標になると考えられます。知つてもらうことが目標になっているため、きっかけ作りとしては大切ですが、必要な人に必要なサービスを届けるという話にはつながりにくいと思います。知つてもらうことを目標とすると、そのための行動は周知活動になるため、目標としてそれだけでいいのかどうかというところの議論があつた方がいいかなと思います。社会福祉協議会の活動内容を充実させることが目標なのか、まだ届いてない人にサービスや活動を知つてもらうことを目標に設定するのかということです。設問内容が「知つていますか。」というものが何個か続いたために気なりました。取れる数値の問題もあるとは思いますが例えどんなことをやっているか知つているかとか、存在を知つているかということだけを問うのではなく、もう少し内容を議論する余地があるのではないかと思いました。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

昨年度実施したアンケートでは、例えば「社会福祉協議会を知つていますか。」という設問までで終わっていますが、コンサルからのご提案では、アンケートの設計の中で、社会福祉協議会を知つていると回答した人を対象に、例えば相談をしたことがあるとか、そういうところまで踏み込んで設問を設定していくことで、より詳しい内訳とかを把握していくことも可能ではないかというご提案もいただいているところです。アンケート調査のボリュームとかにも関わってくるので、今後必ずやりますとはこの場では言えませんが、そういう提案も踏まえて5年後のアンケート設計は検討したいと考えております。

(石川会長)

ありがとうございます。例えば、社会福祉協議会だよりが全戸配布になったので、「社協だよりを見ていますか。」という質問をしても関心を持っているか分かるのかなと思いました。他にありますでしょうか。それでは、議題の（1）が終わりました。続いて議題（2）について事務局、お願ひいたします。

(2) その他

(事務局 福祉課福祉推進係長)

議題（2）のその他ということで、今後のスケジュールについて説明させていただきます。本日の分科会以降の予定でございますが、この後気になった点やご意見がございましたら、本日配布させていただきました意見書を10月9日までに事務局に送っていただければと思います。本日いただいたご意見も含めてそれを反映させた計画案を今後作成いたします。また次回の10月22日に開催予定の第3回の分科会の方で改めて計画案の方を示させていただいて、皆様からご意見の方を伺いたいと考えております。その後、11月7日

にこの分科会の親会でもある地域保健福祉審議会を予定しております。そちらでまた計画案をお示しし、ご審議いただく予定です。非常にタイトなスケジュールとなっており、委員の皆様には短期間で計画案の方にお目通しいただくことを含め、大変なご負担をおかけしますが、引き続きご協力のほどよろしくお願ひいたします。以上で今後のスケジュールの説明とさせていただきます。

(石川会長)

ありがとうございました。以上で全ての議題が終了しましたので、これで私の進行役は降ろさせていただきます。皆さま、ご協力いただき大変ありがとうございました。

4 閉会

(事務局 福祉課福祉推進係長)

石川会長、ありがとうございました。では、次回の専門分科会は10月22日に開催となります。通知については事務局から送らせていただきます。また、ご意見等につきましては、10月9日までにご提出いただければ幸いです。

本日はお忙しい中、第2回地域保健福祉計画専門分科会にご出席いただきましてありがとうございました。